

## 2 時間講師

東京都では、各学校における事情により、時間講師の方に授業を担当していただいています。時間講師の身分上の取扱いは、これまでの特別職の地方公務員（非常勤職員）から、令和2年度以降は地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員となりました。

また、時間講師の職務内容は、児童・生徒に対する教科指導であり、校長の学校経営方針やカリキュラムに沿って、正規教員と同様に授業を行います。学級担任や校務分掌は担当しないため、自身のライフスタイルに合わせた働き方も可能です。

現在、小学校全科などの教科で人材が不足する状況が続いているため、これまで培った教員経験を基に時間講師として御協力いただける方を募集しています。

### （1）応募方法等

東京都教育委員会のホームページに、選考に関する案内を掲載しております。選考に合格した方の中から時間講師として任用されていくことになります。

講師の任用は、欠員が生じた場合等、必要に応じて行います。そのため、選考に合格した全ての方が任用されるものではありませんので、御承知おきください。

また、任用の必要が生じた場合は、各学校から連絡をいたします。なお、東京都教育委員会から委託を受けた、公益財団法人東京都教育支援機構（TEPRO）から、任用に関する御連絡をさせていただく場合もございます。ただし、連絡があった場合でも、各学校で面談等を行った結果、任用に至らない場合もあります。

### （2）任用期間

時間講師の任用期間は、任用事由（教科編成上の端数時数、病気等の臨時的欠員等）により異なりますが、時間講師の任用は年度ごとに決定されるため、最長1年を超えない範囲となります。

また、任用事由は期間途中で消滅する場合があります。その場合は、任用根拠が消滅するため、時間講師の任用について、任用期間の短縮や時数の減少が生じますので、御留意ください。

### （3）勤務時間

時間講師の勤務時間は、「教科の授業に要する時間」、「教育委員会が定める授業の実施に付随する業務に従事する時間」及び「教育委員会が定める基準により研修の命令を受けた時間」となります。

1週間当たりの勤務時間は26時間以内、1日当たりの勤務時間は、時間講師の勤務時間と他の仕事の勤務時間を合算して8時間以内となります。

### （4）報酬

勤務時間数に応じて支給します。

1時間当たりの報酬単価は、1,880円から3,360円までです（令和5年4月1日時点。経験区分による。）。

また、交通費は、通勤及び勤務の実情に応じて、別途支給します。

期末手当及び勤勉手当は、基準日（6月1日及び12月1日）に在籍し、会計年度において6月以上の任用期間がある場合に支給します。

#### （5）休暇制度

任用の条件にもよりますが、年次有給休暇、慶弔休暇等の休暇制度があります。

#### ○TEPRO（ティープロ）による折衝支援

（公財）東京都教育支援機構（TEPRO）では、学校の負担軽減のため、依頼を受けた学校に臨時的任用教員及び時間講師の紹介を行っております。学校からだけでなく TEPRO から御案内させていただいておりますので、任用を希望される方は是非名簿登載選考にお申込みください。